

議第83号

呉市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
 呉市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市手数料条例の一部を改正する条例

呉市手数料条例（平成12年呉市条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前					改正後				
別表第6（第2条関係） 建築関係					別表第6（第2条関係） 建築関係				
手数料を徴収する事務		手数料の額			手数料を徴収する事務		手数料の額		
		単位	金額				単位	金額	
1～55 略					1～55 略				
56 前項の場合において、当該申出に基づき基準適合審査等をする際に、法第6条の3の規定による構造計算適合性判定が必要となるときの当該構造計算適	当該構造計算適合性判定を行う部分の床面積の合計（既存建築物の一部を含んで構造計算を行う場合にあっては当該既存建築物の部分の床面積を	(1) 1, 000平方メートル以下の	1件につき（当該建築物がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接する部分を有する場合には、当該部分ごとに分割して別個の建築物とみ	187, 000円 <u>00円</u> （法第20条第1項第2号イ又は第3号イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラム（以下この項において「大臣認定プログ	56 前項の場合において、当該申出に基づき基準適合審査等をする際に、法第6条の3の規定による構造計算適合性判定が必要となるときの当該構造計算適	当該構造計算適合性判定を行う部分の床面積の合計（既存建築物の一部を含んで構造計算を行う場合にあっては当該既存建築物の部分の床面積を	(1) 1, 000平方メートル以下の	1件につき（当該建築物がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接する部分を有する場合には、当該部分ごとに分割して別個の建築物とみ	209, 000円 <u>00円</u> （法第20条第1項第2号イ又は第3号イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラム（以下この項にお

合性判定に係る審査	加えるものとし、確認を受けた計画を変更して建築する場合にあっては当該計画の変更に伴い構造計算適合性判定を必要とする部分の床面積の合計とする。)	なし、当該別個とみなす建築物1件につき。以下この項において同じ。)	ラム」というものについては167,000円)
	(2) 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの	1件につき	211,000円 (大臣認定プログラムによるものについては189,000円)
	(3) 2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの	1件につき	329,000円 (大臣認定プログラムによるものについては290,000円)
	(4) 10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以下のもの	1件につき	411,000円

合性判定に係る審査	加えるものとし、確認を受けた計画を変更して建築する場合にあっては当該計画の変更に伴い構造計算適合性判定を必要とする部分の床面積の合計とする。)	なし、当該別個とみなす建築物1件につき。以下この項において同じ。)	ラム」というものについては187,000円)
	(2) 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの	1件につき	238,000円 (大臣認定プログラムによるものについては212,000円)
	(3) 2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの	1件につき	366,000円 (大臣認定プログラムによるものについては321,000円)
	(4) 10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以下のもの	1件につき	471,000円

		方メートルを超え 50,000平方メートル以下のもの		(大臣認定プログラムによるものについては 361,000円)
	(5) 50,000平方メートルを超えるもの	1件につき		577,000円 (大臣認定プログラムによるものについては 502,000円)
57・58 略				

備考 略
別表第6の2（第2条関係）
低炭素建築物関係

手数料を徴収する事務	手数料の額			
1～3 略				
4 前項の場合において、当該申請に基づき	当該構造計算適合性判定を行う部分の床面積	(1) 1,000平方メートル以下のもの	1件につき (当該建築物がエキスパンションジョイ	187,000円(建築基準法第20条第1

		方メートルを超え 50,000平方メートル以下のもの		(大臣認定プログラムによるものについては 411,000円)
	(5) 50,000平方メートルを超えるもの	1件につき		685,000円 (大臣認定プログラムによるものについては 591,000円)
57・58 略				

備考 略
別表第6の2（第2条関係）
低炭素建築物関係

手数料を徴収する事務	手数料の額			
1～3 略				
4 前項の場合において、当該申請に基づき	当該構造計算適合性判定を行う部分の床面積	(1) 1,000平方メートル以下のもの	1件につき (当該建築物がエキスパンションジョイ	209,000円(建築基準法第20条第1

基準適合審査をする際に、建築基準法第6条の3の規定による構造計算適合性判定が必要となるときの当該構造計算適合性判定に係る審査	の合計（既存建築物の一部を含んで構造計算適合性判定を行う場合にあっては当該既存建築物の部分の床面積を加えるものとし、確認を受けた計画を変更して建築する場合にあっては当該計画の変更に伴い構造計算適合性判定を必要とする部分の床面積の合計とする。）	の	ントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接する部分を有する場合にあっては、当該部分ごとに分割して別個の建築物とみなし、当該別個とみなす建築物1件につき。以下この項において同じ。）	項第2号イ又は第3号イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラム（以下この項において「大臣認定プログラム」という。）によるものについては、 <u>167,000</u> 円)	基準適合審査をする際に、建築基準法第6条の3の規定による構造計算適合性判定が必要となるときの当該構造計算適合性判定に係る審査	の合計（既存建築物の一部を含んで構造計算適合性判定を行う場合にあっては当該既存建築物の部分の床面積を加えるものとし、確認を受けた計画を変更して建築する場合にあっては当該計画の変更に伴い構造計算適合性判定を必要とする部分の床面積の合計とする。）	の	ントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接する部分を有する場合にあっては、当該部分ごとに分割して別個の建築物とみなし、当該別個とみなす建築物1件につき。以下この項において同じ。）	項第2号イ又は第3号イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラム（以下この項において「大臣認定プログラム」という。）によるものについては、 <u>187,000</u> 円)
				(2) 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの					1件につき <u>211,000</u> 円（大臣認定プログラムによるものについては <u>189,000</u> 円)

(3) 2, 0 00平方 メートル を超え1 0, 00 0平方 メートル 以下のも の	1件につき	<u>329, 0</u> <u>00円</u> (大 臣認定プロ グラムによ るものにつ いては <u>29</u> <u>0, 000</u> 円)
(4) 10, 000平 方メー トルを 超え 50, 0 00平方 メー トル 以下の もの	1件につき	<u>411, 0</u> <u>00円</u> (大 臣認定プロ グラムによ るものにつ いては <u>36</u> <u>1, 000</u> 円)
(5) 50, 000平 方メー トルを 超え るもの	1件につき	<u>577, 0</u> <u>00円</u> (大 臣認定プロ グラムによ るものにつ いては <u>50</u> <u>2, 000</u> 円)

(3) 2, 0 00平方 メートル を超え1 0, 00 0平方 メー トル 以下の もの	1件につき	<u>366, 0</u> <u>00円</u> (大 臣認定プロ グラムによ るものにつ いては <u>32</u> <u>1, 000</u> 円)
(4) 10, 000平 方メー トルを 超え 50, 0 00平方 メー トル 以下の もの	1件につき	<u>471, 0</u> <u>00円</u> (大 臣認定プロ グラムによ るものにつ いては <u>41</u> <u>1, 000</u> 円)
(5) 50, 000平 方メー トルを 超え るもの	1件につき	<u>685, 0</u> <u>00円</u> (大 臣認定プロ グラムによ るものにつ いては <u>59</u> <u>1, 000</u> 円)

備考 略

別表第6の3 (第2条関係)

建築物省エネ法関係

手数料を徴収する事務	手数料の額			
1～5 略				
6 前項の場合において、当該申出に基づき基準適合審査をする際に、建築基準法第6条の3の規定による構造計算適合性判定が必要となる時の当該構造計算適合性判定に係る審査	当該構造計算適合性判定を行う部分の床面積の合計（既存建築物の一部を含んで構造計算適合性判定を行う場合にあっては当該既存建築物の部分の床面積を加えるものとし、確認を受けた計画を変更して建築する場合に	(1) 1, 000平方メートル以下のもの	1件につき（当該建築物がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接する部分を有する場合には、当該部分ごとに分割して別個の建築物とみなす建築物1件につき。以下この項において同じ。）	187, 000円 （建築基準法第20条第1項第2号イ又は第3号イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラム（以下この項において「大臣認定プログラム」という。）によるものについては、 <u>167, 000</u>

備考 略

別表第6の3 (第2条関係)

建築物省エネ法関係

手数料を徴収する事務	手数料の額			
1～5 略				
6 前項の場合において、当該申出に基づき基準適合審査をする際に、建築基準法第6条の3の規定による構造計算適合性判定が必要となる時の当該構造計算適合性判定に係る審査	当該構造計算適合性判定を行う部分の床面積の合計（既存建築物の一部を含んで構造計算適合性判定を行う場合にあっては当該既存建築物の部分の床面積を加えるものとし、確認を受けた計画を変更して建築する場合に	(1) 1, 000平方メートル以下のもの	1件につき（当該建築物がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接する部分を有する場合には、当該部分ごとに分割して別個の建築物とみなす建築物1件につき。以下この項において同じ。）	209, 000円 （建築基準法第20条第1項第2号イ又は第3号イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラム（以下この項において「大臣認定プログラム」という。）によるものについては、 <u>187, 000</u>

あつては当該計画の変更に伴い構造計算適合性判定を必要とする部分の床面積の合計とする。)			0円)
	(2) 1, 0	1件につき	211, 0
	00平方メートルを超え		00円
	2, 000平方メートル以下のもの		(大臣認定プログラムによるものについては189, 000円)
(3) 2, 0	1件につき	329, 0	
00平方メートルを超え1		00円	
0, 000平方メートル以下のもの		(大臣認定プログラムによるものについては290, 000円)	
(4) 10,	1件につき	411, 0	
000平方メートルを超え		00円	
50, 000平方メートル		(大臣認定プログラムによるものについては361, 0	

あつては当該計画の変更に伴い構造計算適合性判定を必要とする部分の床面積の合計とする。)			0円)
	(2) 1, 0	1件につき	238, 0
	00平方メートルを超え		00円
	2, 000平方メートル以下のもの		(大臣認定プログラムによるものについては212, 000円)
(3) 2, 0	1件につき	366, 0	
00平方メートルを超え1		00円	
0, 000平方メートル以下のもの		(大臣認定プログラムによるものについては321, 000円)	
(4) 10,	1件につき	471, 0	
000平方メートルを超え		00円	
50, 000平方メートル		(大臣認定プログラムによるものについては411, 0	

	以下のもの		00円)
	(5) 50,000平方メートルを超えるもの	1件につき	577,000円 (大臣認定プログラムによるものについては502,000円)
7・8 略			
備考 略			

	以下のもの		00円)
	(5) 50,000平方メートルを超えるもの	1件につき	685,000円 (大臣認定プログラムによるものについては591,000円)
7・8 略			
備考 略			

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

広島県手数料条例の一部改正を踏まえ、所要の規定の整備をするため、この条例案を提出する。